私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書

私学は、建学の精神と独自の教育理念の下、時代の変化や社会の要請に応じた特色ある教育を実践し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、我が国は、少子高齢化社会の到来というこれまで経験したことのない厳しい時代を迎えており、私学においても、児童生徒の急激な減少と、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応等により、経営環境はより一層厳しさを増している。

近年ますます国際化・高度情報化が進展する社会において、我が国が持続的に成長・発展を遂げていくためには、新しい時代が求める能力や知力を有するグローバル人材の育成が急務であり、私学は、こうした人材育成のために、これまで以上に自主性や多様性を発揮しながら、社会的役割を果たしていく必要がある。

国は、昨年から年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校等の授業料の実質無償化を実現し、公私間の格差是正に努めてきたところであるが、私学経営は依然として厳しい経営を余儀なくされており、その安定性・健全性を高めることが何よりも重要となっている。

よって、国においては、こうした私学が置かれている厳しい経営環境や公教育における社会的役割に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の教育現場に与えている影響にしっかりと目を向け、次に掲げる事項について支援の一層の充実強化を図るよう、強く要望する。

記

- 1 私立学校振興助成法の趣旨を踏まえた「経常的経費2分の1補助」の実現
- 2 公私間の納付金負担格差の縮小是正とさらなる保護者の負担軽減施策の拡充
- 3 学校施設の耐震化に対する公立学校と同水準の支援
- 4 公私を区別しないICT環境の整備促進
- 5 都道府県が実施する私学助成制度に対する財源措置の一層の充実強化
- 6 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び感染防止対策の徹底と授業及び学校行事 等の影響に対する支援措置の充実強化

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

北海道議会議長 小畑保則